障害福祉サービス事業者等の業務管理体制整備に関する届出について

○　平成24年より、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

○　事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ定められていますので、新規参入事業者及び届出事項に変更があった事業者は、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書による届出が必要となります。

様式のダウンロードなど詳しくは

北海道　業務管理体制(障がい)　検索

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/

1　事業者（法人）が整備する業務管理体制の内容

20未満	20以上100未満	100以上
		業務執行の状況の監査
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任

指定を受けている事業所等の数

2　事業者（法人）ごとの届出

業務管理体制の整備は、事業者ごとに行ってください。
（事業所ごとに整備するものではありません。）

3　届出先

区　　分	届　出　先
①　指定を受けている事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣
② ア　特定相談支援事業のみを行う指定特定相談事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者 イ　指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③　指定を受けている全ての事業所等が札幌市内にのみ所在する事業者	札幌市長
④　指定を受けている全ての事業所等（障害児入所施設を除く。）が旭川市内のみに所在する事業者	旭川市長
⑤　指定を受けている全ての事業所等（障害児入所施設を除く。）が函館市内のみに所在する事業者	函館市長
⑥　上記①～⑤以外の事業者（事業所等が北海道にのみ所在）	北海道知事
主たる事務所の所在地が北海道内（札幌市を除く）	主たる事務所の所在地を所管する各総合振興局（振興局）社会福祉課
主たる事務所の所在地が札幌市及び道外	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

4　届出に必要な様式等（北海道知事に届け出る場合）

届出が必要となる事由	様　　式
①　業務管理体制の整備に関して届け出る場合	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則別記第6号様式 又は 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則別記第5号様式
②　事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合	
③　届出事項に変更があった場合	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則別記第7号様式 又は 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則別記第6号様式

5　届出方法

原則、郵送。

6　北海道知事に届出する場合の提出先（問合先）

提　出　先	所在地等
北海道	〒060-8588　札幌市中央区北3条西6丁目
①障害者支援法に基づく届出 保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課	☎ 011-204-5075
②児童福祉法に基づく届出 保健福祉部子ども政策局 子ども家庭支援課	☎ 011-206-8269
空知総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒068-8558　岩見沢市8条西5丁目 ☎ 0126-20-0109
石狩振興局保健環境部 社会福祉課	〒060-8558　札幌市中央区北3条西7丁目 ☎ 011-204-5864
後志総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒044-8588　虻田郡倶知安町北1条東2丁目 ☎ 0136-23-1936
胆振総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒051-8558　室蘭市海岸町1丁目4番1号 ☎ 0143-24-9842
日高振興局保健環境部 社会福祉課	〒057-8558　浦河郡浦河町栄丘東通56号 ☎ 0146-22-2559
渡島総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒041-8558　函館市美原4丁目6番16号 ☎ 0138-47-9536
檜山振興局保健環境部 社会福祉課	〒043-8558　檜山郡江差町字陣屋町336－3 ☎ 0139-52-6650
上川総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒079-8610　旭川市永山6条19丁目1番1号 ☎ 0166-46-5985
留萌振興局保健環境部 社会福祉課	〒077-8585　留萌市住之江町2丁目1－2 ☎ 0164-42-8319
宗谷総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒097-8558　稚内市末広4丁目2－27 ☎ 0162-33-2985
オホーツク総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒093-8585　網走市北7条西3丁目 ☎ 0152-41-0690
十勝総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒080-8588　帯広市東3条南3丁目 ☎ 0155-26-9078
釧路総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒085-8588　釧路市浦見2丁目2番54号 ☎ 0154-43-9254
根室振興局保健環境部 社会福祉課	〒087-8588　根室市常盤町3丁目28番地 ☎ 0153-23-6915

北海道（障がい者保健福祉課）

北海道障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱

第１　目的

この北海道障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱（以下「要綱」という。）は、道が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第５１条の３、第５１条の４、第５１条の３２、及び第５１条の３３の規定、児童福祉法第２１条の５の２７、第２１条の５の２８、第２４条の１９の２において準用する第２１条の５の２７及び第２１条の５の２８、第２４条の３９及び第２４条の４０の規定並びに障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成２４年３月３０日障発０３３０第３２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一的な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第２　検査対象事業者

指定を受けている事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）の所在地が全て北海道内であって、次に掲げる障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等以外の障害福祉サービス事業者等を対象とする。

１　指定事業所等が札幌市内にのみ所在するもの

２　指定事業所等（児童福祉法に基づく障害児入所施設を除く。）が旭川市内にのみ所在するもの

３　指定事業所等（児童福祉法に基づく障害児入所施設を除く。）が函館市内にのみ所在するもの

４　特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村内にのみ所在するもの

５　指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村内にのみ所在するもの

第３　検査実施機関

１　総合振興局（振興局）

総合振興局（振興局）は、第２の検査対象事業者のうち、当該総合振興局（振興局）管内（札幌市を除く。）に主たる事務所（本社又は法人本部等）が所在する障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し検査を行う。

２　本庁

（１）保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（以下「障がい者保健福祉課」という。）

障がい者保健福祉課は、第２の検査対象事業者のうち、札幌市及び道外に主たる事務所が所在する障害福祉サービス事業者等に対し検査を行うとともに、総合振興局（振興局）が行う検査のうち、特に必要があると認められる場合については、総合振興局（振興局）と合同で検査を実施する。

（２）保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課（以下「子ども家庭支援課」という。）
　子ども家庭支援課は、第２の検査対象事業者のうち、札幌市及び道外に主たる事務所が所在する障害児通所支援事業者等に対し検査を行うとともに、総合振興局（振興局）が行う検査のうち、特に必要があると認められる場合については、総合振興局（振興局）と合同で検査を実施する。

（３）　障がい者保健福祉課及び子ども家庭支援課は、検査の実施に必要な事項について、その取りまとめ、調整等を行う。

第４　検査

１　検査は、検査指針を踏まえ実施するものとする。

２　一般検査

（１）　業務管理体制の整備に関する届出（以下「届出」という。）の内容を確認するため、当該届出のあった日からおおむね３年以内に１回、別紙１の手順により実施し、以降、３年を超えない期間ごとに同様に実施するものとする。
　その際、検査実施機関は、年度当初に、様式１－１及び１－２により、検査実施計画を策定するものとする。

（２）　総合振興局（振興局）は、毎年度５月末までに様式１－１を障がい者保健福祉課に、様式１－２を子ども家庭支援課に提出するものとする。

（３）　一般検査は、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等から書面で報告等を徴収する書面検査を基本とし、必要に応じて、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等又はその従業者に出頭を求め、面接により届出事項の内容等について聴取する面接検査の方法又は障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等の事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する立入検査の方法により行うものとする。

（４）　一般検査は、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対する実地指導又は監査と併せて行うことができる。

（５）　一般検査（面接検査）又は一般検査（立入検査）の結果については、様式５により文書により通知するものとし、「第６　行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、改善の状況等について、期限を付して報告を求めること。

３　特別検査

（１）　特別検査は、指定事業所等の指定取消処分相当の事案が発覚した場合又は関係総合振興局（振興局）から様式１２により指定取消相当事案発覚の報告があった場合若しくは関係市町村長から不正行為に対する組織的関与の有無の確認（以下「権限行使」という。）を求められた場合に、別紙２の手順により実施するものとする。
　その際、総合振興局（振興局）は、事前に障害福祉サービス事業者等については障がい者保健福祉課に、障害児通所支援事業者等については子ども家庭支援課に報告するものとする。

（２）　特別検査の実施に当たっては、障害福祉サービス事業者等の事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、指定取消処分相当の事案への組織的関与の有無を検証するものとする。

（３）　特別検査は、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対する実地指導又は監査と併せて行うことができる。

（４）　特別検査の結果については、様式５により文書により通知するものとし、「第６　行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、改善の状況等について、期限を付して報告を求めること。

４　実施通知

（１）　一般検査（書面検査）の実施に当たっては、様式２により、検査対象となる障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し通知するものとする。

一般検査（書面検査）は、業務管理体制の整備に関する届出内容について別に定める検査調書（自主点検表）の提出を求め、確認する。

（２）　一般検査（立入検査）及び特別検査の実施に当たっては、様式３により、検査対象となる障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し、実施時期、検査担当者の職・氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

なお、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対する実地指導又は監査と併せて実施する場合は、当該実地指導又は監査の実施通知と同時に通知すること。

ただし、実効性ある実態把握の観点から必要と認めるときは、実施通知をしないことができる。（実施通知をしない場合は、立入時に速やかに告知するものとする。）

（３）　前記２の（３）により、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等又はその従業者に出頭を求める場合は、様式４により、検査対象となる障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し、出頭を求める日時、場所、関係者の職・氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

５　報告等

（１）　一般検査（立入検査）終了後、速やかに、その検査結果について様式６の業務管理体制確認検査（一般検査（立入検査））結果報告書を作成するものとする。

（２）　特別検査終了後、速やかに、その検査結果について様式１３の業務管理体制確認検査（特別検査）結果報告書を作成するものとする。

なお、総合振興局（振興局）は業務管理体制確認検査（特別検査）結果報告書を作成後、速やかに当該結果報告書を障がい者保健福祉課又は子ども家庭支援課に提出するとともに、関係総合振興局（振興局）に通知するものとする。

（３）　検査終了後、年度末までに、検査実績書（様式１－１、様式１－２）を作成するものとする。

総合振興局（振興局）は、翌年度４月末日までに様式１－１を障がい者保健福祉課に、様式１－２を子ども家庭支援課に提出するものとする。

第５　検査体制

検査に当たっては、国及び関係市町村の指導監督部局並びに関係部署と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

１　一般検査（面接検査）を行う場合は、２名以上で対応すること。

２　一般検査（立入検査）及び特別検査を行う場合は、２名以上の班を編成し、原則班長は係長（主査）職以上とする。

第６　行政上の措置等

１　行政上の措置

2　休止・廃止届が事前届出制に

① 休止・廃止の届出時期は、休止・廃止予定日の1月前までになっています。

② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者に通知した場合、聴聞決定予定日までに廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することになっています。

3　休止・廃止時における利用者への継続的なサービス確保

○ 休止・廃止時においては、利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が必要となります。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。

【イメージ図】

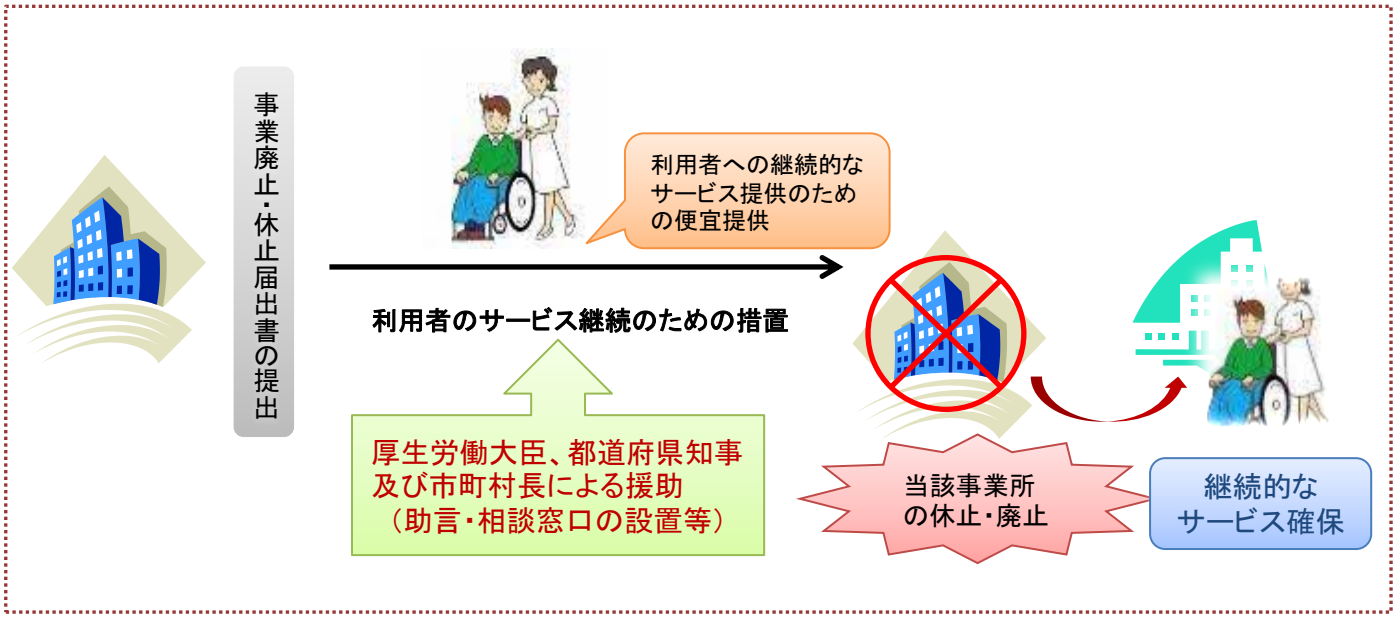

4　指定の取り消しにおける連座制の適用

道ホームページ資料番号3-4(P5)

① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなります。

② 同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合、指定・更新の欠格事由に該当します。

【密接な関係を有する者に関するサービス類型】

障害福祉サービス
◎ごとの類型内で適用

◎障害福祉サービスⅠ
・居宅介護　・重度訪問介護　・同行援護　・行動援護

◎障害福祉サービスⅡ
・生活介護（※）　・短期入所

※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

◎障害福祉サービスⅢ
・重度障害者等包括支援

◎障害福祉サービスⅣ
・共同生活援助　・自立生活援助

◎障害福祉サービスⅤ（※）
・自立訓練　・就労移行支援　・就労継続支援　・就労定着支援

障害者支援施設

・障害者支援施設

相談支援(障害者)
◎ごとの類型内で適用

◎地域相談支援

◎計画相談支援

障害児通所支援

・障害児通所支援

相談支援（障害児）

・障害児相談支援

社会福祉施設等における
非常災害対策計画の策定の手引
（改訂版）

令和４年８月

北海道保健福祉部

障害福祉サービス事業所等における
自然災害発生時の
業務継続ガイドライン

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

令和３年３月

第 1.4 版

障害者支援施設等災害時情報共有システム
操作説明書（施設向け）

2023 年 2 月

独立行政法人福祉医療機構

福祉・介護

令和７年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修　資料・動画

研修の全体像　講義資料・動画　演習資料

国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努める責務があります。

そのため、国において都道府県研修の企画・運営、講師担当となる者に対する指導者養成研修を実施し、都道府県においては、管内市町村や虐待防止センター等の職員向け、施設・事業所の管理者及び虐待防止責任者向けの研修を実施しています。

本ページは研修の講義部分の資料及び動画の掲載ページです。本ページで提供する資料及び動画は、関係者間で研修内容を学習・共有する際にご活用ください。**その他の目的による無断使用は禁じます。**SNSでの投稿もお控えください。

研修の全体像

PDF 令和７年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の全体像［195KB］

ページの先頭へ戻る

講義資料・動画

講義動画は、厚生労働省YouTubeで公開します。YouTube内には、「共通講義」、「自治体コース講義」、「管理者・虐待防止責任者コース講義」に分かれており、障害者虐待防止の対応について体系的に学ぶことができます。
※肩書きは撮影当時

●共通講義　**動画はこちら（厚生労働省YouTube）**
Ⅰ　資料：PDF 障害者虐待防止総論-成立までの経過、社会的意義［3.5MB］
Ⅱ　資料：PDF 障害者虐待防止法の概要［635KB］
Ⅲ　当事者の声（※本ページでは公開していません）
Ⅳ　資料：PDF 性的虐待の防止と対応［1.3MB］
Ⅴ　資料：PDF 身体的拘束等の適正化の推進［1.4MB］
Ⅵ　資料：PDF 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～［5.0MB］

●自治体コース講義　**動画はこちら（厚生労働省YouTube）**
Ⅰ－１　資料：PDF 養護者による障害者虐待の防止と対応１［470KB］

道ホームページ資料番号6-4
Ｖ資料「身体的拘束等の適正化の推進(P5)

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ ※以下のすべてを満たすこと

① **切迫性**
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② **非代替性**
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ **一時性**
身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

（表-1）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）

区分	
身体的虐待	① 暴力的行為 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 【具体的な例】 ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など ③ 正当な理由のない身体拘束 【具体的な例】 ・車いすやベッドなどに縛り付ける ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
性的虐待	○あらゆる形態の性的な行為又はその強要 【具体的な例】 ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 【具体的な例】 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 など ② 侮辱的な発言、態度 【具体的な例】 ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など

	③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度 【具体的な例】 ・無視する。 ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ等を無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など ④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為 【具体的な例】 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など ⑤ 交換条件の提示 【具体的な例】 ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしなさい」などの交換条件を提示する。 ⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為 【具体的な例】 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 など ⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動 【具体的な例】 ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
放棄・放置	① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など ② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為 【具体的な例】 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。 など

Ⅲ．各論

１．意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの５つの要素から構成される。このようにして作成されたサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）に基づき、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、全ての生活場面の中で意思決定に配慮しながらサービス提供を行うこととなる。

（１）意思決定支援責任者の役割

意思決定支援を適切に進めるため、事業者は意思決定支援責任者を配置することが望ましい。意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の枠組みを作る役割を担う。

具体的には、意思決定支援責任者は、本人の希望するサービスを提供するためのサービス等利用計画や個別支援計画を作成する前提として、意思決定支援を適切に進めるため、本人の意思の確認・推定や本人の最善の利益の検討の手順や方法について計画する。

また、本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討する。

さらに、意思決定支援責任者は、意思決定を必要とする事項について本人から直接話しを聞いたり、日常生活の様子を観察したり、体験の機会を通じて本人の意思を確認したり、関係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思及び選好、判断能力、自己理解、心理的状況、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメントする。

上記のような役割を担う意思決定支援責任者については、相談支援専門員又はサービス管理責任者とその役割が重複するものであり、これらの者が兼務することが考えられる。

（２）意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組みである。意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等の参加を得ることが望ましい。

意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

また、障害者総合支援法第 89 条の３第１項に規定する協議会（(以下「協議会」とい

う。）においては、地域の事業者における意思決定支援会議の開催状況等を把握し、取組を促進することが望まれる。

（３）意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。例えば、長期間、施設や病院に入所・入院しており、施設や病院以外で生活したいと思っていても、何らかの理由でそれをあきらめて選択に消極的になっていたり、施設や病院以外で生活する経験がなくて選びようがなかったりしている障害者に対し、必要に応じて地域移行支援の利用やグループホーム等の体験利用を通じて、実際の経験等を通じた意思決定支援を行うような場合が考えられる。

（４）モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行うことが必要である。それらのモニタリング及び評価の情報を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、見直しにつながる。

意思決定支援は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成されるいわゆるＰＤＣＡサイクルを繰り返すことによって、より丁寧に行うことができる。

２．意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定支援を行うにあたっては、意思決定に必要だと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

本人との意思疎通を丁寧に行うことによって、本人と支援者とのコミュニケーションが促進され、本人が意思を伝えようとする意欲が高まり、本人が意思決定を行いやすい状態をつくることができる。

３．意思決定支援の根拠となる記録の作成

道ホームページ資料番号7-2

障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育て支援に係る道及び国の取組について

１　概要

令和４年１２月の障がい者のグループホームにおける意思決定支援が不十分であった件での報道等を契機として、グループホームにおける結婚や出産、子育てに関する意思決定支援や地域における支援体制づくりが課題となりました。

２　道の対応

令和６年度、北海道自立支援協議会での検討を経て、市町村や事業者において支援を検討する際の参考としていただくための手引書を作成。

・「障がいのある方の結婚・出産・子育てを地域で支えるための手引き」（参考事例集）
道のホームページ（下記ＵＲＬ）からダウンロード可能
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/a0002/b0009/

３　国の対応

障がいのある方の結婚・出産・子育てに係る支援の推進ついては、国においても調査研究、動画の配信等の取組を行っております。

・「障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について」（厚生労働省・こども家庭庁連名通知）解説動画ＵＲＬ
https://www.youtube.com/watch?v=49CsVX66sVM

・「障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について」（厚生労働省ＨＰ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/other/index_00002.html

・ 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援取組事例集リーフレット（わかりやすい版）
https://www.mhlw.go.jp/content/001468192.pdf

・人とのかかわり からだ 恋愛 セックスを学ぶためのハンドブック
https://www.mhlw.go.jp/content/001526318.pdf

・支援者及び家族等向けの「支援の手引き」
https://www.mhlw.go.jp/content/001526319.pdf

・知的障害者の恋愛、結婚等に係る情報提供、相談支援等に関する調査研究
https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/welfare-promotion-business2025.html

貴事業所における障がいのある方の結婚・出産・子育て等の支援にあたり、御参考いただくとともに、貴管内市町村関係部局等とのより一層の連携等について、お願いいたします。

道ホームページ資料番号10-4(P1)

事　務　連　絡
平成２９年７月２８日

都道府県
各　指定都市　障害保健福祉主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課監査指導室
障害保健福祉部障害福祉課

指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について

指定障害福祉サービス事業者については、事業廃止（休止も含む。以下同じ。）の際、事業の廃止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないことが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第４３条第４項に事業者の責務として規定されています。

今般、改めて指定障害福祉サービス事業者が事業廃止を行う際の留意事項等を下記のとおりお示ししますので、貴管内市町村、指定障害福祉サービス事業者、関係団体、関係機関等に周知徹底を図っていただきますようお願いします。

記

１　法第４３条第４項の事業者責務の徹底について

法第４２条第３項には、「指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」ことが規定されている。また、法第４３条第４項には、「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」ことが規定されている。

サービス管理責任者研修等の受講の考え方について

道ホームページ資料番号10-3-1(P1)

1 経過措置について

(1)H30年度までの旧体系受講者（R5年度末までに更新研修の受講が必要）

サービス管理責任者等研修（旧体系）受講

令和5年度末までは更新研修受講までも引き続き
H31.4～ サービス管理責任者等として業務可能。

1 2 3 4 5 | R6.4～ 1 2 3 4 5 | R11.4～ 1 2 3 4 5

令和6年度以降もサービス管理責任者等として業務を行う場合は、令和5年度末までに更新研修を修了していることが必要（5年ごとに受講）

サービス管理責任者等として業務を継続する場合には、初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度ごとの更新研修の修了が必要

(2)基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者(H31~R3年度受講者に限る)

入職

＜実務経験＞
配置に必要な実務経験要件を満たしている。

基礎研修
- 相談支援従事者初任者研修 講義部分
- サービス管理責任者等基礎研修

実践研修を修了するまでの3年間はサービス管理責任者等としての要件を満たしているものとみなす。

1 2 3

基礎研修修了後、3年間で2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験で実践研修の受講が可能

サービス管理責任者等実践研修

1 2 3 4 5

実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度ごとの更新研修の修了が必要

サービス管理責任者等更新研修

2 現研修体系の取扱い

入職

＜実務経験＞
配置に必要な実務経験要件を満たすまでの期間が2年以内

基礎研修
- 相談支援従事者初任者研修 講義部分
- サービス管理責任者等基礎研修

・既にサービス管理責任者として配置されている場合は2人目としては配置可能。
・個別支援計画原案の作成が可能

OJT期間

基礎研修修了後、2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験が必要

サービス管理責任者等実践研修

1 2 3 4 5

実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度ごとの更新研修の修了が必要

サービス管理責任者等更新研修

3 留意点

■実践研修を受講する際の一定の実務経験要件として、過去5年に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある。

■実践研修はOJT期間の2年以上の実務経験を満たさない限り受講することができない。

■OJT期間2年以上の算定は、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（向けを含む）の修了証書に記載された修了日のうち最新のものの翌日以降から起算 する。

例）サビ管基礎R1.10.1修了、相談初任者R2.9.16修了、R1.10.2から相談支援業務に従事の場合、R2.9.17から起算して2年以上なので、R4.9.17以降に実践研修の受講が可能。

2021.12.6北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課作成

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

道ホームページ資料番号10-3-1(P6)

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

①実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験Ⓐ(OJT)**については、基礎研修修了後「２年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に**「６月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件Ⓑ（相談支援業務又は直接支援業務３～８年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験Ⓐ(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

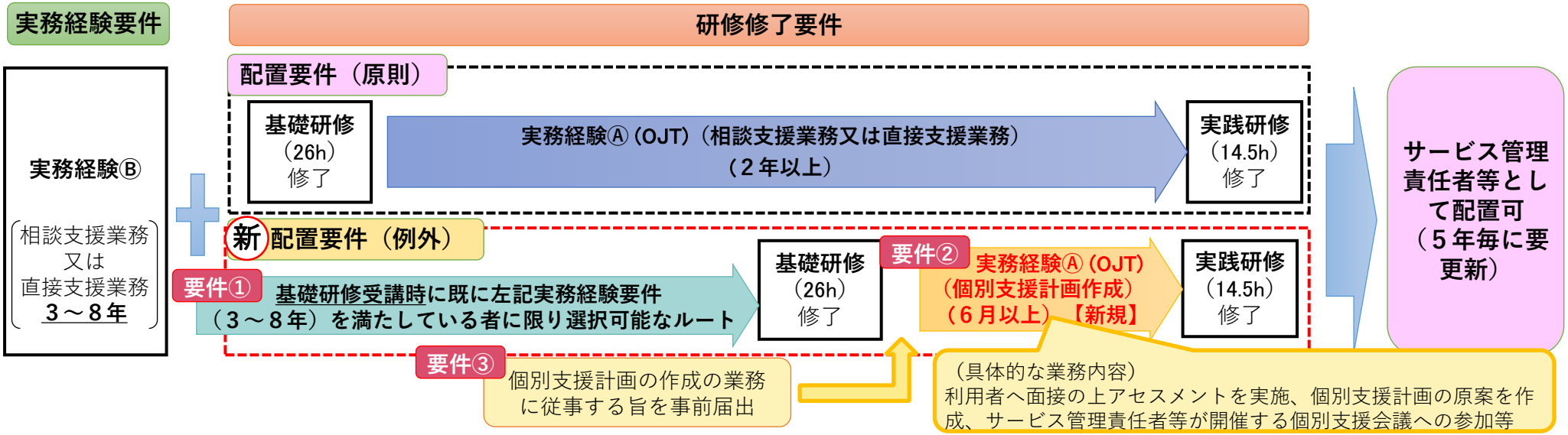

道ホームページ資料番号10-6-1

北海道

経営改善って何からやればいい？

処遇改善加算？

減算もあるの？

人手不足

障害福祉サービス事業所の経営で
こんなお悩みはありませんか？

北海道障がい福祉サポートセンターがお手伝いします

（北海道委託事業/障害福祉サービス事業所等サポート事業）

社会保険労務士や中小企業診断士と連携して、処遇改善加算や経営に関するセミナーや相談会の開催、個別支援の実施

未来の障がい福祉人材確保のために、障がい福祉の仕事の魅力PR動画の作成、小学校や中学校等への出張授業

対象 札幌市、旭川市、函館市を除く道内の障害福祉サービス事業所

費用 無料

合同会社
TTソーシャルワーク・オフィス

札幌市白石区本通8丁目南３－８マイクレスト本通２０５号室
TEL　０５０－５４８２－３５２４　MAIL　ttsw@ttsw.org
HP　http://www.ttsw.org/